

開発行為許可申請添付書類一覧

条例第5条第1項第1号ア（区域区分日前所有地における自己用住宅）(1)

必要部数：2部（正1部、副1部）

No.	添付書類	内 容
1	開発行為許可申請書	
2	委任状	（代理者による申請の場合）
3	理由書	
4	土地登記事項証明書（原本）	発行後6か月以内 区域区分日前から現在までの土地所有者が確認できること
5	土地・工作物権利者の同意書	（申請者以外に所有権、抵当権等の権利者がいる場合） 実印、同意年月日記入
6	土地・工作物権利者の印鑑証明書（原本）	（申請者以外に所有権、抵当権等の権利者がいる場合） 同意書作成時のもの
7	公共施設管理者の同意書（法第32条）	国・県・市はそれぞれの管理者、私道は所有者又は管理者の同意
8	農用地除外証明書（原本）	（申請地が農地の場合）発行後6か月以内
9	申請者の世帯全員の住民票（原本）	発行後3か月以内
10	建物賃貸借契約書の写し（同居の場合は建物登記事項証明書（原本））	建物登記事項証明書は発行後3か月以内
11	親族図	申請者と区域区分日前から現在までの土地所有者との続柄を明示
12	戸籍謄本（原本）	発行後3か月以内 申請者と区域区分日前から現在までの土地所有者との続柄が確認できること（該当親族全員分を添付）
13	都市計画図	方位、区域朱囲い、カラーコピー
14	案内図	方位、区域朱囲い
15	公図（原本）	発行後3か月以内、方位、縮尺、区域朱囲い
16	現況図	方位、縮尺、区域朱囲い、既存建築物・公共施設、現況写真の撮影方向
17	現況写真（2方向以上）	区域朱囲い、道路を入れて撮影
18	求積図（実測）	方位、縮尺、区域朱囲い、杭間距離、面積（小数点第2位）
19	土地利用計画平面図（建築物配置図） 【建築物の間取りは記入しないこと】	方位、縮尺、区域朱囲い、道路（幅員、市道番号等、建築基準法上の道路種別）、予定建築物の用途
20	造成計画平面図、造成計画断面図	【切土・盛土がない場合は不要（その旨を土地利用計画平面図に明記）】 方位、縮尺、区域朱囲い、現況高・計画高、断面位置、造成箇所着色（切土：黄色、盛土：茶色）、擁壁・外構の種類（既設・新設の別も明記）、基準点の位置・高さ
21	排水施設計画平面図 【建築物の間取りは記入しないこと】	方位、縮尺、区域朱囲い、排水系統、種類、材料、管径、流水方向等
22	排水施設構造図	排水桝、合併処理浄化槽、最終桝から排水先への接続等
23	外構構造図	寸法、縮尺、配筋サイズ・ピッチ、申請地と隣地等との境界
24	雨水流出抑制計算書	【北本市雨水流出抑制施設設置基準により設計されている場合は不要】
25	水路占用許可書の写し	（出入口、排水等のために水路を使用する場合）
26	道路工事施行承認書の写し、道路占用許可書の写し	（道路に関する工事を行う場合や道路に物件等を設けて使用する場合）
27	排水管理設同意書、印鑑証明書（原本）、土地登記事項証明書（原本）	（排水のために隣地等を利用する場合） 印鑑証明書は発行後3か月以内、土地登記事項証明書は発行後6か月以内
28	公共下水道区域外流入許可書の写し	（公共下水道区域外流入する場合）
29	擁壁構造図、構造計算書	（切土部分の高さが2mを超える崖、盛土部分の高さが1mを超える崖又は切土と盛土を同時に行った部分の高さが2mを超える崖がある場合） 寸法、縮尺、配筋サイズ・ピッチ、申請地と隣地等との境界
30	その他市長が必要と認める書類	

（裏面へ）

正本に添付する証明は複写不可 正本はファイル綴じ不要

開発行為許可申請添付書類一覧
条例第5条第1項第1号ア（区域区分日前所有地における自己用住宅）(2)

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を要する場合のみ必要

No.	添付書類	内 容
31	資金計画書	
32	残高証明書（原本）	（自己資金がある場合）発行後3か月以内
33	融資証明書（原本）	（融資を受ける予定がある場合）発行後3か月以内
34	申請者の業務経歴書	
35	申請者の納税証明書（原本）	発行後3か月以内、所得税（その1及びその3の2）
36	工事施行者の建設業許可書の写し	原則として土木工事業が含まれること
37	工事施行者の技術者名簿	
38	工事施行者の工事経歴書	
39	工事施行者の建設機械目録	